

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

(補助対象事業所について)

No.	Q	A
1	障害者総合支援法による指定事業所は、補助対象事業所となりますか。	対象となりません。 介護保険法による指定事業所で「交付要綱別表1」に記載されたサービス種別（コードAからT）の事業所が対象となります。
2	介護予防と介護給付の指定を同時に受けている事業所は、2事業所とみなされますか。	みなされません。1事業所として、申請してください。
3	介護老人福祉施設に認知症対応型共同生活介護や短期入所生活介護を併設している場合、それぞれ補助対象事業所となりますか。	それぞれの事業所においてレベル認定者を輩出すれば、それぞれ補助対象となります。 なお、レベル認定においては、職員が複数の事業所の業務を通して評価された場合、「主たる」所属の事業所にてレベル認定を取得することになっています。
4	一昨年度にレベル認定者Aを輩出し、補助金の交付を受けた（申請初年度）事業所が、昨年度（申請から2年目）はレベル認定者Aが退職し、補助要件であるレベル認定者への手当が支給できなかったため申請をせず補助金の交付を受けませんでした。 この事業所において今年度（申請から3年目）新たにレベル認定者Bを輩出した場合、再度当該補助金の申請することはできますか。	本補助金は事業所がレベル認定者を輩出した初年度から3年間（要件を満たした場合は、最長5年間）の間にキャリアパス導入・構築を継続して行う事業所を支援するための補助金です。 このケースのようにレベル認定者の退職等により補助金の交付が途切れてしまった場合、事業所として再度申請することはできません。
5	今年度が補助対象2年目の事業所です。補助対象初年度の昨年度は、通常の短期入所療養介護の指定を受けた事業所として申請していましたが、今年度、介護医療院の指定を受けたことで、短期入所療養介護はみなし指定となりました。この場合、今年度に短期入所療養介護の事業所として補助金を申請することはできますか。	補助金を申請することは可能です。今年度の申請時に、みなし指定の短期入所療養介護を実施していることがわかる公的な確認書類等を提出していただく必要があります。詳細は、（公財）東京都福祉保健財団にお問い合わせください。

(補助対象者について)

No.	Q	A
6	「交付要綱別表2」にレベル認定者の数に応じた基準額が掲載されていますが、すべてのレベル認定者が対象となりますか。	レベル2①以上の認定者を対象とします。但し、レベル2（①、②）の方は1事業所につき4人までとなります。 なお、レベル1認定者及びユニット認定者は、対象外です。
7	非常勤職員は対象となりますか。	対象となります。 直接雇用している職員が対象となり、派遣職員は対象外です。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

(レベル認定者及びアセッサーへの手当等の支給について)

No.	Q	A
8	レベル認定者への手当及びアセッサーへの手当は、どの期間に支払った手当が補助対象になりますか。	令和5年4月1日から令和6年3月31日までにレベル認定者及びアセッサーに支払った手当が補助の対象となります。 合わせて、Q&A22の内容を御確認ください。
9	現在、法人が支給している資格手当等に補助金を活用してもよいですか。	レベル認定者への手当等及びアセッサーへの手当等は、法人が本来支給すべき手当等に充当することはできません。職責に応じた処遇を実現することを目的としたものであるため、現在の給与に加えて支給したものが補助の対象となります。
10	レベル認定者が複数名いる場合、手当額は同額としなければなりませんか。	認定されたレベルに応じて、事業所内で差を設けてください(レベル4>レベル3>レベル2②>レベル2①)。手当額に差が設けられていない場合は、補助対象経費となりません。 なお、同一法人内の異なる事業所ごとに、手当額に差を設けてもかまいません。(下記の例参照)
		<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">C 法人</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ A 事業所</p> <p>レベル認定4 月手当2.5万円</p> <p>レベル認定3 月手当2万円</p> <p>レベル認定2② 月手当1.5万円</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p>○ B 事業所</p> <p>レベル認定3 月手当2.5万円</p> <p>レベル認定2② 月手当2万円</p> <p>レベル認定2① 月手当1万円</p> </div>
11	同じレベルで保有資格が違う場合に、手当額に差を設けても構いませんか。	本補助金における手当額はレベルに応じた支給のため、同じレベルの認定者には同水準の手当支給が必要となります。 保有資格による差額は法人の負担で支給しても構いませんが、補助対象とはなりません。
12	常勤職員と非常勤職員のレベル認定者で手当に差を設けてもよいですか。	相当の差であれば、設けても構いません。 例(同じレベルの場合) ・常勤職員(週5日勤務) 手当月20,000円(@1,000円*5日*4週) ・非常勤職員(週2日勤務) 手当月8,000円(@1,000円*2日*4週)

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

13	アセッサーへの手当等支給も必須となりますか。	<p>過年度又は当該年度に評価を行いレベル認定者を輩出したアセッサーへの手当は、次年度以降に評価をしなくても支給は必須となり、支給した手当は補助対象となります。</p> <p>ただし、本事業は交付申請基準日（令和6年1月1日現在）にレベル認定者が補助対象事業所に1名以上在籍している必要があり、レベル認定者への手当支給が無い事業所については、アセッサーへの手当を支給していたとしても、補助対象外となります。</p>
14	<p>レベル認定者を輩出する際に複数のアセッサーで評価を行った場合、アセッサーへの手当は評価を行った全てのアセッサーに対し支給する必要がありますか。</p> <p>また、この場合の申請書類における担当アセッサーの記載はどの様に行えばよいですか。</p>	<p>複数のアセッサーで評価を行った場合、レベル認定申請において「主たるアセッサー」としたアセッサーに対しての手当支給は必須となります（所属が異なる事業所等の場合は対象外）。</p> <p>その他のアセッサーへの手当支給は任意であり、支給した手当は補助の対象となります。</p> <p>また、申請書類における担当アセッサーの記載は当該レベル認定者（認定予定者）に対する主たるアセッサーを記載してください。</p>
15	アセッサーがレベル認定者とは異なる事業所に所属する場合、法人で手当を支給してもよいですか。また、そのアセッサーへの手当は補助対象となりますか。	<p>法人の負担で支給しても構いません。</p> <p>補助の対象外である他の事業所にいるアセッサーへの手当等については、法人の裁量で支給の有無を決めていただいても構いません。但し、当該手当等は補助対象外ですので、ご注意ください。</p>
16	アセッサーがレベル認定者を2名評価した場合、アセッサー手当等は2名分支給する必要がありますか。	<p>必要はありません。</p> <p>ただし、法人として、1名評価したアセッサーと2名評価したアセッサーで手当等に差を設けても構いません。なお、この場合でも、1名評価したアセッサー手当額はレベル4認定者手当額と同等（同額）に設定してください。</p>
17	同一事業所内で、アセッサー業務を実施している職員が複数名いた場合、レベル認定者を輩出できたアセッサーのみが手当等の対象となり、レベル認定者を輩出できなかったアセッサーは手当等の対象とならないのでしょうか。	<p>同一事業所内の職員に対して、レベル認定者の評価を実施したものの、レベル認定者を輩出できなかったアセッサーへの手当等については、同一事業所内における、他のアセッサーがレベル認定者を輩出したことにより発生する補助金を活用して、支給することができます。</p> <p>なお、レベル認定者を輩出できたアセッサーとの差を設ける場合、差を設けるための支給根拠が必要となります。</p>
18	レベル認定者が、アセッサーとして評価を行い、レベル認定者を輩出した場合、レベル認定手当とアセッサー手当の両方を併給する必要がありますか。	<p>併給が必要です。</p> <p>レベル認定者がアセッサー業務も同時に行い、レベル認定者を輩出した場合、レベル認定手当とアセッサー手当の両方を支給する必要があり、どちらも補助対象となります。</p>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

19	補助対象期間終了後、レベル認定者及びアセッサーへの手当等を打ち切ってもよいですか。	補助対象期間中に、キャリアパス導入体制づくり経費を活用し、補助対象期間終了後もレベル認定者やアセッサーに対して、手当等が支給できるように事業所内で体制づくりに努めてください。
20	レベル認定者及びアセッサーへの手当等の支給方法は、賞与（一時金）でもよいですか。	賞与（一時金）も可です。 手当等の支給方法は、 基本給、諸手当、賞与（一時金） があり、各事業所の就業規則等に基づき、事業者の裁量により実施してください。なお、支給根拠がない手当等は補助対象外となります。
21	レベル認定者やアセッサーが会社運営者や役員の場合、給与ではないのですが、手当の支給は必須ですか。	レベル認定者やレベル認定者を評価した同一事業所のアセッサーへの手当支給は必須です。報酬の一時金や手当として支給してください。
22	レベル認定者やアセッサーへの手当等の支給は、いつの時点ですればよいですか。	レベル認定者は、レベル認定後(レベル認定証の発行日以降)に支給した手当等を補助の対象とします。アセッサーは、アセッサー講習修了後に支給した手当等を補助の対象とします。 ※以下のような場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。 ①退職、休業等の理由により予定していたレベル認定者及びアセッサーへの手当等を支給しなかった。 ②当該年度3月分までの手当等として補助対象期間外である翌年度4月に支給した。 ③今年度新たに本補助金の対象となるレベル認定者又はアセッサーに対して、前年度3月分の手当等を4月に支給した。 ④レベル認定前(レベル認定証の発行日より前)に手当等を支給した。 合わせて、Q & A 8の内容をご確認ください。

(レベル認定者及びアセッサーの異動、休業取得、退職について)

No.	Q	A
23	レベル認定者が、 交付申請後 、同一法人内の他事業所に異動した場合、補助の対象となりますか。	交付申請基準日（令和6年1月1日現在）に所属していた事業所において、異動日までに支給した手当等及び当該年度内に支出したキャリアパス導入体制づくり経費は、補助の対象となります。ただし、 異動後の事業所において、支給した手当等は、補助の対象外です。
24	レベル認定者が、 交付申請後 に育児休業等を取得した場合、補助の対象となりますか。	交付申請基準日（令和6年1月1日現在）に在職していれば、その後休業等を取得しても休業に入る前までに支給した手当等及び当該年度内に支出したキャリアパス導入体制づくり経費は、補助の対象となります。 ※交付申請基準日に産前、産後休暇中の場合は補助対象となります。 ※交付申請基準日に休業中の場合は、補助対象外となります。
25	レベル認定者が、 交付申請後 に退職した場合、補助の対象となりますか。	交付申請基準日（令和5年1月1日現在）に在職していれば、その後退職しても退職日までに支給した手当等及び当該年度内に支出したキャリアパス導入体制づくり経費は、補助の対象となります。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

26	2年目にアセッサーが他の事業所に異動したのですが、事業所は補助の対象となりますか。	交付申請基準日（令和6年1月1日現在）にレベル認定者が補助対象事業所に在職している場合は、補助対象です。なお、他の事業所に異動となったアセッサーへの手当は補助対象外です。
----	---	---

(キャリアパス導入体制づくり経費について)

No.	Q	A
27	キャリアパス導入体制づくり経費とは、どのような経費が対象となりますか。	<p>以下の経費を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①レベル認定者申請手数料 ②代替職員等経費 ③人事制度分析、財務分析等経費 ④研修経費 <p>なお、設備整備費及び備品購入費は補助対象外となります。 (例) パソコン購入費用等</p>
28	キャリアパス導入体制づくり経費は、どの期間に支払った経費が対象になりますか。	令和5年4月1日から令和6年3月31日までにキャリアパス導入体制づくり経費として支払った経費が補助の対象となります。
29	代替職員等経費は、何に支出することが可能ですか。	<p>レベル認定業務、事業所内のキャリアパスの導入のために、代替で業務を行った時間数に相当する事業所内の介護職員の残業手当、人材派遣職員の派遣料、非常勤職員の給与等が対象となります。</p> <p>なお、補助金申請書作成事務等の事務にかかった残業手当は対象外です。 ※非常勤職員の交通費について、ガソリン代、レベル認定業務の代替以外の業務が含まれる定期代は補助対象外です。</p>
30	人事制度分析、財務分析等経費は、何に支出することが可能ですか。	<p>以下の内容等が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内のキャリアパスの導入に伴う給与表の改定、就業規則の変更に当たって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金 ・事業所内のキャリアパスの導入に伴う人事制度の再構築、経営改善等に当たって、経営コンサルタントに支払った謝礼金

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

31	人事制度分析、財務分析等を昨年度から委託しているのですが、今年度分は対象となりますか。	事業所におけるキャリアパス導入に伴う人事制度の再構築、経営改善等を当該年度に実施したことがわかる資料を実績報告時に提出してください。
32	①研修経費は、何に支出することが可能ですか。 ②法人内部の職員が研修講師又は研修の手伝いをし、手当等を支給した場合、経費として申請できますか。	①事業所に所属する介護職員の令和5年度内の外部研修受講料や研修講師派遣料が対象となります。ただし、交通費や書籍代は対象外です。 * 研修受講料にテキスト代が含まれる場合は、補助対象とします。 * 研修講師派遣料に交通費が含まれる場合は、補助対象とします。 ②申請できません。
33	研修経費は、どのような内容の研修に係る経費が対象となりますか。	研修の内容が、事業所におけるキャリアパスの導入等に資する場合には、補助対象となります。以下は、あくまでも一例です。判断に迷われる場合は、(公財)東京都福祉保健財団にお問い合わせください。 【対象となる研修内容例】 ○介護福祉士やケアマネの受験対策講座 ○その他介護技術の向上に資するような研修 ○アセッサー講習 (Q & A 44も参照ください。) 【対象外となる研修内容例】 ○パソコン研修 (Word、Excel等) ○職員向けのコンプライアンスや個人情報保護等に係る法令遵守研修 ○英会話等の外国語会話 ○自動車運転者講習 等々
34	キャリアパス導入体制づくり経費のレベル認定者申請手数料は手当の対象者のみが該当ですか。	当該事業所における全てのレベル認定の申請手数料が対象となります。令和5年4月1日から令和6年3月31日までにキャリアパス導入体制づくり経費として支払った経費が補助の対象となります。

(補助基準額について)

No.	Q	A
35	レベル認定者5名で補助申請を考えています。5名すべてがレベル2以下の者です。補助申請することは可能ですか？	レベル認定者4人以上でも補助申請することが可能ですが、 レベル2 (①、②) の方については、1事業所4人までとなっております。 (交付要綱第6参照)

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

36	<p>交付要綱別表2の3補助基準の(1)イ(*)についてですが、補助基準額の累計額の算出方法を教えてください。</p> <p>*: 補助金の交付を受けた初年度から令和4年度までの補助基準額の累計額を6,000千円から引いた額</p>	<p>算出方法は、過年度の実績報告時の補助基準額を足しあげた額となります。過年度の実績報告書の書類をご確認ください。</p> <p>例えば、以下の事例の場合、令和4年度までの補助基準額の累計額は2,500千円となります。</p> <table border="1" data-bbox="646 425 1380 627"> <caption>(単位: 千円)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">レベル認定者</th> <th rowspan="2">補助基準額</th> <th rowspan="2">補助基準額 累計額</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目 (令和3年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>2年目 (令和4年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>		レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額	①	②	③	④	1年目 (令和3年度)	A氏	B氏			1,000	1,000	2年目 (令和4年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	2,500																								
	レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額																																													
	①	②	③	④																																															
1年目 (令和3年度)	A氏	B氏			1,000	1,000																																													
2年目 (令和4年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	2,500																																													
37	<p>交付要綱別表2の3補助基準に記載されている「(1)基準額アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。」について、具体的に教えてください。</p> <p>ア ①レベル認定者1人の事業所 500千円 ②レベル認定者2人の事業所 1,000千円 ③レベル認定者3人の事業所 1,500千円 ④レベル認定者4人以上の事業所 2,000千円</p> <p>イ 補助金の交付を受けた初年度から令和3年度までの補助基準額の累計額を6,000千円から引いた額</p>	<p>3年間(要件を満たした場合は、最長5年間(*))の間に、同一事業所において適用される補助基準額の累計額は6,000千円が上限となります。そのため、アとイを比較し、額の小さい方を補助基準額とします。</p> <p>下記の事例を参考にしてください。</p> <p>以下の事例の場合、アが500千円、イが1,000千円(計算式: 6,000千円 - 5,000千円(令和2年度から令和4年度までの補助基準額の累計額))のため、アの額が補助基準額となります。</p> <p>3年目に新たにレベル認定者D氏を輩出</p> <table border="1" data-bbox="646 940 1380 1198"> <caption>(単位: 千円)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">レベル認定者</th> <th rowspan="2">補助基準額</th> <th rowspan="2">補助基準額 累計額</th> <th rowspan="2">6,000千円-補助 基準額累計額 (イ)</th> <th rowspan="2">(ア)</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目 (令和2年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>4,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2年目 (令和3年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年目 (令和4年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>D氏</td> <td>2,000</td> <td>5,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4年目 (令和5年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D氏</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 交付要綱第7 1事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限とする。ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出し</p>		レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額	6,000千円-補助 基準額累計額 (イ)	(ア)	①	②	③	④	1年目 (令和2年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	1,500	4,500		2年目 (令和3年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	3,000	3,000		3年目 (令和4年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	2,000	5,000	1,000		4年目 (令和5年度)				D氏	500			500
	レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額	6,000千円-補助 基準額累計額 (イ)					(ア)																																							
	①	②	③	④																																															
1年目 (令和2年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	1,500	4,500																																												
2年目 (令和3年度)	A氏	B氏	C氏		1,500	3,000	3,000																																												
3年目 (令和4年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	2,000	5,000	1,000																																												
4年目 (令和5年度)				D氏	500			500																																											

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

38 Q&A37の続きですが、アとイを比較して、イの方が小さくなる場合はありますか？

例えば、以下の事例が想定されます。ご参照ください。
令和4年度（申請から4年目）の場合、アが2,000千円（レベル認定者4人（D氏～G氏））に対して、イが500千円のため、イの額が補助基準額となります。また、補助基準額500千円の事業所のため、レベル認定者への手当等経費の上限額は240千円となります。

なお、補助開始から3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合、5年間まで延長する規定があります（*）。事例の場合、F氏とG氏が該当します。しかし、令和4年度において補助基準額の累計額が6,000千円に達するため、この場合、令和5年度に補助申請することができません。

2年目に新たにレベル認定者D氏、E氏を輩出、3年目に新たにF氏、G氏を輩出 (単位：千円)

	レベル認定者							手当等上限	補助基準額	補助基準額 累計額	6,000千円-補助 基準額累計額 (イ)	(ア)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦					
1年目 (令和元年度)	A氏	B氏	C氏					720	1,500	1,500	4,500	
2年目 (令和2年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏			960	2,000	3,500	2,500	
3年目 (令和3年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	G氏	960	2,000	5,500	500	比較
4年目 (令和4年度)				D氏	E氏	F氏	G氏	240	500		小さい方が補助基準額	2,000
5年目 (令和5年度)	補助申請 不可										補助基準額の累計額6,000千円	

令和4年度において、補助累計額が6,000千円に達するため、令和5年度に補助申請することはできません。
*1：交付要綱別表2の(1)イ
*2：交付要綱別表2の(1)ア

*：交付要綱第7
1事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限とする。ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間

39 補助金交付額が6,000千円に満たない場合、補助金交付額が6,000千円に達するまで、補助申請することはできますか？

できません。
Q&A37にて回答したとおり、3年間（要件を満たした場合は、最長5年間）の間に、補助基準額の累計額6,000千円を上限として補助申請することができます。以下の事例をご参照ください。

令和5年度（申請年度から4年目）において、補助基準額の累計額が6,000千円に達しているため、補助交付額が6,000千円に満たない場合でも、補助申請は令和5年度までとなります。

補助金交付額の累計額が4,900千円ですが、補助金交付額の累計額が6,000千円になるまで補助申請は可能か？

2年目に新たにレベル認定者D氏を輩出、3年目に新たにE氏、F氏を輩出 (単位：千円)

	レベル認定者						補助基準額	補助基準額 累計額	補助金交付額
	①	②	③	④	⑤	⑥			
1年目 (令和2年度)	A氏	B氏	C氏				1,500	1,500	1,000
2年目 (令和3年度)	A氏	B氏	C氏	D氏			2,000	3,500	1,800
3年目 (令和4年度)	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	2,000	5,500	1,600
4年目 (令和5年度)				D氏	E氏	F氏	500	6,000	500
5年目 (令和6年度)	補助申請 不可								

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

40	<p>補助基準額の累計額が6,000千円に達するまで、補助申請することは可能ですか？</p>	<p>交付要綱に基づき、申請できる場合とできない場合があります。 Q & A 3 7 の事例は補助基準額の累計額が6,000千円に達するまで補助申請しておりますが、下記の事例の場合は、6,000千円に達する前に補助申請はできなくなります。</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>本事例は、交付要綱第7（1）の但書が適用されないため、3年間で上限となります。 そのため、補助基準額の累計額が6,000千円に達していませんが、令和4年度は補</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption style="font-size: small;">(単位：千円)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">レベル認定者</th> <th rowspan="2">補助基準額</th> <th rowspan="2">補助基準 累計額</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目 (令和2年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>2年目 (令和3年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>3年目 (令和4年度)</td> <td>A氏</td> <td>B氏</td> <td>C氏</td> <td>1,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>4年目 (令和5年度)</td> <td colspan="5" style="background-color: #cccccc;">補助申請 不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：交付要綱第7 1 事業所当たりの補助対象期間は、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間で上限とする。ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで、3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合</p>		レベル認定者			補助基準額	補助基準 累計額	①	②	③	1年目 (令和2年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	1,500	2年目 (令和3年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	3,000	3年目 (令和4年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	4,500	4年目 (令和5年度)	補助申請 不可				
	レベル認定者			補助基準額	補助基準 累計額																														
	①	②	③																																
1年目 (令和2年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	1,500																														
2年目 (令和3年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	3,000																														
3年目 (令和4年度)	A氏	B氏	C氏	1,500	4,500																														
4年目 (令和5年度)	補助申請 不可																																		

(補助対象期間について)

No.	Q	A
41	<p>補助対象期間は何年間ですか。</p>	<p>本補助金は、事業所におけるキャリアパスの導入支援をすることを目的としているため、レベル認定者を輩出した初年度に申請した場合に、補助対象となります。</p> <p>原則3年間（最長で5年間※）です。（交付要綱第7） 但し、補助基準額の累計額は6,000千円が上限となるため、5年間申請できない場合もあります。（Q & A 3 8 参照）</p> <p>※初めて補助金の交付を受けた年度から起算して、3年の期間内に新たにレベル認定者を輩出し、補助金の交付を受けた場合に最長で5年間まで延長します。</p> <p>例えば、令和2年度初めてレベル認定者を2名輩出し、補助金交付を受けた事業者が、令和4年度新たにレベル認定者を2名輩出し、補助金の交付を受ける場合、令和4年度のレベル認定者2名分については、令和5年度及び令和6年度も補助対象として補助金の申請ができます。</p>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

<p>42 Q&A41の記載に、補助期間が最長で5年間となっていますが、具体的な考え方について教えてください。</p>	<p>以下の事例をご参考にしてください。</p>
<p>43 補助対象期間3年以内に、対象事業所が介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合でも、3年間は補助の対象となりますか。</p>	<p>対象となりません。 各年度の交付申請基準日（令和6年1月1日現在）に対象事業所であることが必要です。</p>
<p>44 これからアセッサーを養成するのですが、令和5年度の補助金申請に間に合いますか。</p>	<p>レベル認定評価には、最低でも1ヶ月以上必要（平均6ヶ月必要）であり、その後の申請手続きの期間等を考慮すると、間に合わせることは大変困難です。</p>

(単位：千円)

	レベル認定者				補助基準額	補助基準額 累計額
	①	②	③	④		
1年目	A氏	B氏	3年目に新たに輩出		1,000	1,000
2年目	A氏	B氏			1,000	2,000
3年目	A氏	B氏	C氏	D氏	2,000	4,000
4年目			C氏	D氏	1,000	5,000
5年目			C氏	D氏	1,000	6,000

補助基準額の累計額は6,000千円が上限となります。

2年目にC氏、3年目にD氏、E氏を輩出した場合 (単位：千円)

	レベル認定者					補助基準額	補助基準額 累計額
	①	②	③	④	⑤		
1年目	A氏	B氏				1,000	1,000
2年目		B氏	C氏			1,000	2,000
3年目	2年目に退職	B氏	C氏	D氏	E氏	2,000	4,000
4年目			C氏	D氏	E氏	1,500	5,500
5年目				D氏	E氏	500	6,000

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(キャリアパス導入促進事業費補助)

(申請手続き等について)

No.	Q	A
45	レベル認定者及びアセッサーへの手当等の支給を証明する書類は、何を提出すればよいですか。	①支給の根拠資料 レベル認定者やアセッサーへの手当相当額の 支給方法及び支給額を明記したもの(就業規則、賃金規程等) ②支給実績の資料 ・各対象者の 賃金台帳や給与明細等(今年度新たに本補助金の対象となるレベル認定者又はアセッサーにおいては、手当が増額したことを確認するため、支給前の賃金台帳や給与明細等も提出してください。)
46	事業所の職員が立て替えて支払った分も補助の対象となりますか。	職員が立て替えて支払った場合でも、事業所が当該職員に立て替えた分を支払い、受領印を押印した「支払証明書」(参考様式有)を提出すれば、補助の対象となります。
47	法人内で、外部講師を招いて研修を開催し、これに複数の事業所から職員が参加した場合、講師報酬の経費をどのように申請すればよいですか。	講師報酬の金額を、参加した職員の人数で按分してください(端数処理:1円未満切り捨て)。 例えば、10万円の講師報酬を支払い、法人内の事業所から職員が10名参加した場合、10万円÷10名で職員1人当たりの経費は1万円となります。この場合、所属事業所が記載されている参加者一覧を添付してください。 なお、外部講師を招いての研修等は法人内の介護職員を対象としたものに限るため、法人外からの参加者を募って開催するもの等は補助対象外です。
48	補助金はいつ交付されますか。	実績報告書提出後、補助金の交付額が確定した後にお支払いします(令和5年5月下旬~6月初旬を予定)。
49	令和5年3月31日以前に支払った経費(領収書等の日付が令和5年3月31日以前のもの)も補助対象となりますか。	補助対象となりません。 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った手当等及び経費のみ、補助の対象となります。 また、経費の支払いを証明する書類(領収書等)は、上記の期間の日付が記載されているものが有効となります。 ※昨年度に実施した研修、翌年度に実施する研修の経費については、今年度に支払った場合でも対象外となりますのでご注意ください。
50	研修受講料等、これから支出する見込みのあるもので、支出金額が確定していない経費がありますが、この場合でも申請できますか。	申請できます。 事業計画書、交付申請書提出時は、今後支出する予定の経費も含めて、見込額を申請してください。
51	①領収書を紛失してしまったのですが、どうすればよいですか。 ②また、領収書の宛名がない場合はどうなりますか。	①領収書がない場合は、補助対象外となります。領収書の再発行の手続き等を行ってください。実績報告書の締切日までに提出できない場合は、支払ったことが確認できないため、補助対象外となり、補助金額は該当部分について0円となります。 ②領収書の宛名がない場合も、補助対象外となります。領収書の宛名は 必ず事業所名もしくは法人名(複数事業所ある場合は、余白に対象事業所名を記載してください。) としてください。